

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とした日本の国是であるとともに、平和憲法を持つ唯一の戦争被爆国としての国際公約でもある。

現在、国内の地方自治体 1,741 のうち、約 94% の 1,629 自治体が非核自治体宣言を発しており、本市においても昭和 58 年 3 月に、「非核三原則が完全に実施されることを願いつつ、あらゆる国のあらゆる核兵器もわが鳥取市内に入り、貯蔵・配備・空中輸送・核部隊の通過を拒否するとともに、核保有国に対し、核兵器の廃絶を全世界に向かって訴える」とする、非核平和都市宣言を行って以来、市民との協働で様々な平和啓発事業に取り組んできたところである。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核三原則の見直しを懸念する声がある。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。

一昨年、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）も強く抗議し、広島県、長崎県両知事と広島市長や長崎市長も非核三原則の堅持を求めている。

唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器による悲惨な状況を繰り返さないために、被爆の実相を伝え、自らが非核三原則を遵守し、核兵器廃絶に向けた不断の努力を続けていく使命があり、非核三原則の見直しを断じて許すことはできない。

よって、政府においては、国是として非核三原則を堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

鳥取市議会議長 星 見 健 蔵

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣

様